

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第4号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員証規則の一部を改正する規則
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員証規則（平成27年規則第31号）の
一部を次のように改正する。

第2条中「第22条第5項」を「第22条第5項若しくは第26条の6第7項第2
号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。